

三田市自家用有償旅客運送条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条～第14条 省略 別表第1(第2条関係)					第1条～第14条 省略 別表第1(第2条関係)				
路線	起点	主な経由地	終点	対象地域	路線	起点	主な経由地	終点	対象地域
上青野小野線	上青野、下青野又は北浦地内	上青野、下青野又は北浦地内	神姫バス小野停留所	上青野、下青野及び北浦	上青野小野線	上青野、下青野又は北浦地内	上青野、下青野又は北浦地内	神姫バス小野停留所	上青野、下青野及び北浦
					乙原小野線	乙原又は小野地内	乙原又は小野地内	乙原又は小野地内の神姫バス停留所	乙原及び小野
別表第2(第6条関係)					別表第2(第6条関係)				
区分	金額				区分	金額			
大人	200円				大人	200円			
小人	100円				小人	100円			
幼児	無料				幼児	無料			
障害者等	100円				障害者等	100円			
備考					備考				
1 この表において「大人」とは中学生以上の者を、「小人」とは小学生を、「幼児」とは小学校就学前の者をいう。					1 この表において「大人」とは中学生以上の者を、「小人」とは小学生を、「幼児」とは小学校就学前の者をいう。				
2 この表において「障害者等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳又は兵庫県療育手帳制度要綱(昭和49年2月27日障福第749号兵庫県民生部長通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者(身体障害者手帳の交付を受けた者 <del>にあつては、その介護人を含む。</del> )をいう。					2 この表において「障害者等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳又は兵庫県療育手帳制度要綱(昭和49年2月27日障福第749号兵庫県民生部長通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者及びそれらの介護人をいう。				